

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 第 2 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 13 時 13 分 ~ 14 時 19 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 4 人 (定数 5 人) 労働者代表委員 5 人 (定数 5 人) 使用者代表委員 5 人 (定数 5 人) 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 堀田直美 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平井孝史 平塚雄二 松井大介 使用者代表委員 池田 健 大日陽一郎 楠亀博美 福地康博 水野 透 事務局 田代労働局長 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐 遠藤労働基準監督官
主要議題	・ 関係労働者等の意見聴取について ・ 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について ・ 最低賃金に関する基礎調査結果等について ・ 今後の滋賀県最低賃金のあり方について ・ その他
議事録	別紙のとおり

○木下会長

それではただ今から、令和8年度第2回滋賀地方最低賃金審議会を開会いたします。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から3点申し上げます。

1点目は、本審議会の「公開」についてですが、同運営規程により公開としており、傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が5名おられましたので、ご報告いたします。

また、本日は、議題1「関係労働者等の意見聴取」がございますので、意見陳述人の方々も傍聴席にお越しいただいております。

傍聴席の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようよろしくお願いいたします。

また、本審議会は、同運営規程に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせいたします。

次に2点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計14名の出席を頂いております。公益代表委員の佐野委員におかれましては、所用により欠席のご連絡をいただいております。従いまして、最低賃金審議会令の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

最後に3点目でございますが、8月18日開催の「検討小委員会」委員の変更について申し上げます。去る7月9日に開催されました第1回目の本審で、特定（産業別）最低賃金の必要性の有無を審議する検討小委員会の委員を、公労使それぞれご推薦いただいたところですが、後日、労働者側委員の相澤委員から、平塚委員に代えて平井委員に変更する申出がございました。つきましては、8月18日の検討小委員会には、労働者側委員として、相澤委員、榎並委員、平井委員が出席されますことをご報告いたします。連絡事項は以上です。

続いて、労働局長田代から、ご挨拶申し上げます。

○田代局長

滋賀労働局長の田代でございます。本日は、委員の皆様には、大変ご多用の中、また大変暑い中、第2回の最低賃金審議会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今年度の地域別最低賃金改定の目安額についてですが、一昨日、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申がなされたところでございます。

目安額につきましては、Aランクが54円、滋賀県が含まれますBランクの道府県は56円、Cランクも56円の引上げという内容となっております。なお、答申を踏まえまして中賃の会長メッセージの動画が届いておりますので、後ほどご覧いただきたいと考えております。

明日から開催されます、第1回の専門部会を皮切りに、滋賀県の地域性・経済動向等を踏まえつつ、滋賀県最低賃金の具体的な金額についてご審議をいただきまして、是非とも、公労使による合意が得られた形での答申がいただけることを、お願いいたく存じます。合意に向けまして真摯なご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○木下会長

ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいります。まず、議題（１）の「関係労働者等の意見聴取について」、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

今年度の滋賀県最低賃金の改正審議に当たり、最低賃金法及び同法施行規則に基づき、「関係労働者及び関係使用者の意見を聞く」とこととされ、7月24日までに審議会に意見書を提出すべき旨を、滋賀労働局一般公示第12号により公示した結果、関係使用者側からの意見書の提出はございませんでしたが、関係労働者側からは、お手元の資料1ページ、資料№1からありますとおり、7月24日に滋賀自治体労働組合総連合執行委員長杉本高様、コープしが労働組合執行委員長山田博也様、滋賀県労連・滋賀一般労組執行委員長山元大造様、滋賀県医療労働組合連合会執行委員長浜田美子様、以上の方々から意見書の提出がありましたのでご報告いたします。また、本日、杉本様から追加の資料が提出されましたので、お配りしたいと思います。以上でございます。

○木下会長

それでは、意見書の提出のあった4団体のうち、3団体の方にお越しいただいておりますので、1団体ずつご意見を伺いたいと思います。

まず、滋賀自治体労働組合総連合 執行委員長 杉本高様、意見陳述席までお進み願います。

○杉本陳述人

滋賀自治体労働組合総連合の執行委員長の杉本です。本日は意見陳述の機会を設けていただきありがとうございます。

自治労連は、県内の自治体の職員、それから関連する職場ということで、指定管理施設あるとか、外郭団体の施設と職員等を組織する労働組合です。

皆さんご承知のとおり、地方公務員については最低賃金法の適用除外というのは我々もよく存じておりますけれども、管外な職場は結構あるということで、そういった職員については最低賃金が適用されるという状態になっております。

以前の話ですが、小泉内閣の三位一体改革により、国から出た補助金等を受け取って、交付税を若干増やすという形で、かなり大きな財政削減が行われる中で、自治体の正規職員の採用ができないという状態になってきて、それが非正規の職員であるとか、外部団体の委託ということで、あまり労働条件の良くない職員が大量に増えていく経過がありました。県内の市町村ですと非正規職員の比率がおよそ4割、ほぼ半数に近い状態になっています。非正規職員、会計年度職員と言われる人のほうが多いという自治体はあるという状態です。

その中で我々としては保育所と学童保育ということについては、直営のところもありますが、関連なり、指定管理でやっているところもあるということで、処遇改善が非常に進んでおらず、こういうところに処遇改善をしていきたいと思っております。

総務省も2022年に、最低賃金が直接適用されませんが、最低賃金を下回るような条件で、会計年度職員を雇用することは問題があるということで、最低賃金を下回るような状態であれば改定するよう通知を出しています。また、昨年の人事院勧告で、人材獲得競争が激しくなる中で、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が最低賃金相当額を下

回る場合については、この4月から初任給調整手当という形で手当を出しなさいということになっています。最低賃金が一定公務員の賃金指標になってきたということで、これは我々運動をしてきた中で、成果があったのかなと思っています。

今から10年ぐらい前だったと思いますが、東京、神奈川の最低賃金が900円を上回った時に、神奈川県内のある職業安定所の職員について、地域手当が出ない地域のため、初任給が最低賃金を下回るという状態に10年前はなっていましたが、その後、高卒初任給が大幅に引き上げられた中で、現在ではそういう逆転は起きてないというふうには聞いておりますけども、そういう実態があったということは申し上げたいと思います。

最低賃金と公務員の賃金引き上げとの間でまた差が生じる状態が続けば、同じような問題が発生する可能性はあるというふうには思いますので、そうした事態が生じないようにお願いします。

昨年に県が調査している中で、特に清掃業務については、最賃近傍で働いている労働者が非常に多く、4割以上が最低賃金近傍で働いているという調査結果が出ております。毎年入札をしていますので、どうしてもダンピング受注になって安くなるという状態の中で、劣悪な労働条件になっているということは、申し上げたいと思います。

滋賀県は地理的な条件で言いますと、京都、大阪への通勤圏であるということで、本日表4という資料を配りましたが、この資料は国勢調査の結果ということで、県のホームページに出ていたものですが、これを見ますと県内で19市町のうち、この5年間で人口が増えているのは草津、守山、栗東の3市しかありません。大津も人口は減少しています。

特に長浜、甲賀、高島、米原については増減率の総数を見ていただいても、長浜で4.88%、甲賀で3.82%、高島で7.00%、米原で5.07%ということで、かなり5年間で大幅に人口が減っている地域があります。これらの地域は、京都、大阪に行きにくい地域、通にくい地域ということです。

人口の増えた3市は、京阪神のベッドタウンとしての人口増だということで、少なくとも地元で就職される方が増えている状態ではないということです。草津にある立命館大学経営学部が移転されましたが、やはり地元でアルバイトの方が減ってきました。少なくとも大阪で働くのと滋賀で働くことと、およそ時給で100円くらい違います。

最低賃金が違うという状況の中で、長浜は男性も減少率が大きいですが、特に女性の減少が大きくなっています。甲賀、米原は女性の方が減っています。県外の大学に進学された方がそのまま、その地域で就職されている状況で、県としても地域振興という形でやっていますが、まず京都並みの賃金が保障されないと、定着してくれない。そういう実態がある中で言うと、やはり地域間格差ができるだけ縮小する形で最低賃金を設定していただかないと人が増えないです。少子高齢化の問題も大きな問題になっていますので、ぜひとも国の目安、少なくとも地域間格差が縮小する方向で地質としても意見を出していただきたいし、結論を出していただきたいということで、私の意見とさせていただきたいと思います。ぜひともよろしくお願いします。

○木下会長

ありがとうございました。

ただ今のご意見について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

〔質問なし〕

○木下会長

本日はご意見ありがとうございました。述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

続いて、コープしが労働組合執行委員長山田博也様、意見陳述席までお進みください。

○山田陳述人

コープしが労働組合委員長をしております山田です。よろしくお願いします。

私たちは、生活協同組合コープしがと生協関連職場で働くなかまを組織しており、その6割を超える仲間が非正規雇用労働者となっています。私たちの運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも8時間働いたら普通に暮らせる社会をめざし、全国一律最低賃金制と最低賃金1,800円以上の実現を求めています。

現在の物価水準のもとでは、多くの地域で最低賃金のみでは安定した生活を維持することが困難となっており、生活改善を実感できる水準への大幅な引上げが不可欠です。最低賃金の審議においては、生計費を基軸とした検討を一層重視することが、制度の目的との整合性を高めるものと考えます。

また地域別最低賃金制度である限り、地域間比較や競争意識への懸念を理由として、改定額の必要な引上げが抑制されることのないよう、制度本来の目的である生活保障に即した審議が行われることを求めます。

2つ目は最低賃金改定後の発効日についてです。

2025年の最低賃金改定においては、一部の地域で発効日が大幅に遅れる事例が生じ、同一制度のもとで働く労働者の間に、不合理な新たな地域格差が生じました。発効日の遅れは生活そのものに直結する問題となっています。発効時期の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。発効日の先送りや地域間のばらつきが生じないよう、必要な運用上の対応が図られることを求めます。

この問題の背景には、地域別制度が地域間格差を不可避免的に伴う構造的課題を有している点についても、検証が必要であると考えます。

最低賃金制度が労働者の生活を支える制度として確立されるよう、労働者の実態に根差した実効性ある審議が行われることを強く要請いたします。

○木下会長

ありがとうございました。

ただ今のご意見について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

〔意見なし〕

本日はご意見ありがとうございました。述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

続きまして、滋賀県労連・滋賀一般労組の山元大造様、意見陳述席までお進みください。

○山元陳述人

滋賀県労連・滋賀一般労組の執行委員長山元です。

物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のため、第一に、最低賃金の地域間格差額を解消し、県内で人間らしく暮らせる最低生計費に引き上げる目安額を答申すること、第二に、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への

助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に要請することを求めます。

日本の実質賃金は2025年で前年比0.5%減、4年連続マイナスとなり、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。こうしたなかで、前政権が掲げていた「2020年代に全国平均1,500円」という目標は、高市政権のもとで投げ捨てられ、2030年代前半にと目標を大きく引き下げられました。しかし最低賃金の大幅引き上げは、労働者・国民の生活と国民経済の「失われた30年」からの再生に不可欠であり、もはや先送りできない政治課題です。政府が掲げてきた目標さえ後退させることは、低賃金に苦しむ労働者・国民への責任放棄です。

今必要なのは、賃上げを日本経済再生の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換することです。GDPの6割を占める個人消費を拡大し、地域循環型経済への転換を進めるために、最低賃金の抜本的引き上げと地域間格差の解消は不可欠です。そのためには、働けば人間らしく暮らせる最低生計費を明確にし、その水準に基づく最低賃金の審議を最低賃金審議会が行うことです。それこそが、生存権を保障し、国民経済の健全な発展を支えることを目的とする最低賃金法の本来の役割であると考えます。

物価高騰下でも、どこでも、働けば人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する目安を出してください。

私たちが加盟する全国労働組合総連合と地方組織は全国29都道府県で5万人超の協力でマーケットバスケット方式による「最低生計費試算調査」を行ってきました。その結果、全国どこでも25歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額27万円・時間額1,700円以上必要との結果が示され、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。さらに物価上昇を加味した直近の試算では1,800円、1,900円の結果が出ており、1,500円でもすでに生活できない状況が示されています。意見書に添付した資料をご参照いただければと思います。この結果はメディアでも取り上げられ大変注目されています。審議会資料で出されている非常に低廉な生計費でなく、こちらをぜひ参照いただきたいと思います。

私たちが日々相談を受けている最賃近傍で働く労働者は、暮らしの厳しさを訴えています。「毎月の賃金だけで暮らせず、貯えを切り崩している」「家電が故障したときにローンが通らなかった」「正月やゴールデンウィークなど休みが多い月は厳しい」「食事を控えている」など深刻な状況です。生活できる水準でないことは明らかです。なぜ、この額でよいと考えるのでしょうか。

滋賀県の1,080円では、月150時間労働でも月16万2千円、年収194.4万円です。173.8時間換算でも月18万8千円、年収225万円であり、税・社会保険料を差し引けば普通に暮らすことは到底困難です。ふさわしい目安を示すため、これまでの延長線上ではない審議を求めます。

全国一律制度実現めざし、地域間の格差額解消のメッセージとなる目安を出してください。

最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者流出の要因となっています。最低賃金の地域間格差は賃金格差となり、診療報酬や介護報酬が全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉労働者の所定内賃金は地域別最低賃金と連動しています。さらに、公務員賃金、生活保護、年金、保険料など様々な制度格差にもつながっています。人口格差是正には、ベースとなる最低賃金の地域間格差是正が必要です。そのうえで地域特性を生かした施策が可能になります。いくつかの自治体首長も、人口流出や地域経済の疲弊を放置できないとして、地方最低賃金審議会に対し格差是正と最低賃金引き上げを求める行動を行っており、地方政治の重要な焦点となっています。私たちは滋賀県知事へ

要請を続けているところです。

滋賀の審議会として国に対し、「最低賃金法を全国一律制に改正する」よう進言する答申を行うことを求めます。

中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください。

日本では企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。他方で、最低賃金を「支払い能力」で抑制する考え方では、賃金が「労働に対する適正な対価」であるという原則が損なわれます。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位となる構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。

あわせて、労務費の適正な価格転嫁、公正取引の徹底、公契約における最低制限価格制度の強化など、賃上げ原資を中小企業へ循環させる施策を、実効性ある形で進める必要があります。

最低賃金は、生存権を保障するための最低基準です。物価上昇を上回り、生活改善を実感できる水準への大幅引き上げとともに、地域間格差の解消につながる全国一律最低賃金制度の実現が必要です。中央最低賃金審議会におかれては、全国どこで働いても人間らしい生活ができる水準の目安額を示すとともに、その実現を支える中小企業支援策の抜本的強化を求める提言を行うよう要望します。

審議を全面公開し、広く国民が関心をもてる運営に改善してください。

近年、審議の公開は進んだと思います。しかし実質的な審議は相変わらず、非公開の「公労」や「公使」の「二者協議」でおこなわれており、議事録も残りません。どうやって決まったか分かりません。

全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」という経験が報告されています。

「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心をもてる運営に改善していただくことを求めます。

審議会ができることは、最低賃金を大幅に引き上げるとともに、全国一律にすること、中小企業支援を求めること、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に強く求めることだと考えます。そのことを述べて滋賀県労連・滋賀一般労組の意見とします。

以上です。

○木下会長

ありがとうございました。

ただ今のご意見について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

〔質問なし〕

本日はご意見ありがとうございました。述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

以上、ご発言いただきました3団体のほか、資料10ページのとおり、「滋賀県医療労働組合連合会」からも意見書が提出されております。提出のあった意見書は審議の参考とさせていただきます。

関係者からの意見聴取は以上です。このほか、当審議会あて2つの団体から、書面による意見の提出がありましたので、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

お手元の資料 11 ページ、資料№ 1 - 2 にございますとおり、滋賀弁護士会会長から「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」、滋賀県労働組合総連合議長から「最賃審議会にかかわる申し入れ」と題する文書の提出がありましたので、後ほどご参考としてご覧ください。以上です。

○木下会長

提出のあった意見書は、審議の参考といたします。

それでは、次の議題(2)「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について」です。事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

はい。7 月 28 日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に行われました本年度の地域別最低賃金改定の目安の答申について、伝達させていただきます。資料 15 ページ、資料№ 2 になります。

資料 17 ページ以下は、目安に関する公益委員見解となっておりますが、そこで示されている数値は、28 ページ以下の参考資料の赤色で囲まれている数値から引用しているものになりますのでご参照いただければと思います。

目安の答申につきましては、昨年に引き続き、中央最低賃金審議会の会長から、地方最低賃金審議会委員のみなさまへメッセージが届いておりますので、動画をご視聴いただくことで、伝達・説明とさせていただきます。なお、動画は戎野会長代理が読み上げられております。

○ビデオメッセージ(中央最低賃金審議会 戎野会長代理)

中央最低賃金審議会会長代理の戎野です。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和 8 年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長がお伝えすべきところではありますが、今年度は諸般の事情によりまして、会長代理である私からお伝えさせていただくこととなりました。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨につきまして、理解を深めていただく機会となればと思っております。

まず、最低賃金の位置付けです。

最低賃金は、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の 3 要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものであります。

引上げ額検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げますと次のとおりであります。

まず、最低賃金は法定の 3 要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されています。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会でも目安を示すことになっています。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を求められており、近年の主な配意内容は、

中長期の金額目標と、地域間格差是正であります。

次に、目安の位置付けです。

令和5年全員協議会報告や、令和8年度目安小委員会報告に記載されていますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものでありまして、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識していただきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましいと思っております。

3番目は、令和8年度目安のポイントです。

今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明したいと思います。

年度の目安については、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で6回にわたって真摯に議論を重ねて参りました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。

まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、「頻繁に購入」する品目や「1か月に1回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。こうした中、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的消費支出」、「1か月に1回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にあります。上昇率は昨年より鈍化していると判断いたしました。

次に、「賃金」についてです。連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認いたしました。また、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第4表・・における賃金上昇率は、いずれも昨年の結果を上回っております。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られます。また一方で、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断いたしました。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行って参りました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけですが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認いたしました。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えました。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意いたしました。

今年度示した目安について、これまで述べてきましたように、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに至ったわけです。生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価

が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目しましたが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮しました。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮いたしました。また、売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮いたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的に留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は4.9%、55 円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表 における賃金上昇率がCランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっていること、第4表 における、AランクとBランク、BランクとCランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮しますと、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えました。これらのことを考慮した結果として、具体的には、Aランク 54 円・4.5%、Bランク 56 円・5.2%、Cランク 56 円・5.4%としたところであります。

なお、公益委員見解で参照したデータにつきましては、別添の「参考資料」としてまとめてあります。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただければと思います。また、都道府県別に示された地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対しまして、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、今後労働局には伝達されると承知していますので、適宜参考にさせていただきたいと思います。

次に、目安協のとりまとめについてです。中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和8年6月23日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめました。地方最低賃金審議会には、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読みいただき、これを踏まえた審議を行っていただくことを改めて要望いたします。

最後に、これまで述べてきましたように、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところであります。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われますことを切に期待しています。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し、見守っていききたいと思います。

○木下会長

ただ今の内容等について、何かご意見、ご質問はございますか。

〔意見・質問なし〕

次に、議題（３）「最低賃金に関する基礎調査の結果等について」です。事務局から説明をお願いします。

○遠藤監督官

それでは、別冊資料２となっております「令和８年最低賃金に関する基礎調査結果」について説明させていただきます。

この調査は、地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料に資するため、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の実態を明らかにすることを目的として実施しているものです。

令和８年６月分の賃金について回答を得たデータを母集団労働者数に復元して集計したものととなっております。

１ページは「年別・男女別賃金特性値及び未満率・影響率の推移」となっています。第１・二十分位数は、全体の２０分の１の順位（５％）にあたる数値となっており、前年の最低賃金額に近い値となっており、第１・十分位数は、全体の１０分の１の順位（１０％）にあたる数値、第１・四分位数は全体の４分の１の順位（２５％）あたる数値となっており、中央にあたる数値が中位数となっております。

総括表（１）については事業所規模別、年齢別に、総括表（２）については性別、年齢別に現行の最低賃金額から１０円を差し引いた１,０７０円から２,０００円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。

賃金階級は１,１８０円までは１円刻み、１,３００円までは１０円刻み、以降は１００円刻みとなっております。

合計欄の上段が累積労働者数、下段が累積構成比となっております。

資料２ページの全労働者の１,０７９円の累積構成比を見ていただきますと、１.８となっており、この数字が現行最低賃金の未満率となります。

１４ページからが最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表となっております。

資料は、１ページからが「一般労働者・パート計」、１９ページからが「一般労働者」、３３ページからが「パート」となっております。

○岩永補佐

続けて、別冊資料１となっております、「令和８年度中央最低賃金審議会配布資料」について説明させていただきます。

第７４回中央最低賃金審議会および目安に関する小委員会の第１回から第６回までの資料となっております。

第１回目安に関する小委員会の資料としましては、右下のページ１１ページからとなります。主要統計資料として、全国統計資料編、都道府県統計資料編、業務統計資料編の３部構成となっており、２３ページからが全国統計資料編、５６ページからが都道府県資料編、７２ページからが業務統計資料編となっており、８１ページからは足下の経済状況等に関する補足資料となっており、１８５ページからは最低賃金に関する調査研究となっています。

第２回目安に関する小委員会の資料としましては、２１１ページからとなります。２１７ページからが令和８年賃金改定状況調査結果となっており、第４表は２２２ページからとなっております。２２９ページからが生活保護と最低賃金に係る資料となっております。２３３ページからが地域別最低賃金額、未満率及び影響率に係る資料、２３７ページからが賃金分布に関する資料、２７７ページからが最新の経済指標の動向に関する資料、３２７ページからが委員からの追加要望資料、３５５ページからが第１回の資料の更新部分となっております。４１３ページからは委員

の提出資料となっております。

第3回の目安に関する小委員会の資料としては、463 ページからとなります。465 ページからが委員の追加要望資料、473 ページからが、当初資料の更新部分となっております。

第4回の目安に関する小委員会の資料としては、481 ページからとなります。483 ページからが日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 等についてとなっております。

第5回の目安に関する小委員会の資料としては、495 ページからとなります。497 ページからが委員の追加要望資料、501 ページからが当初資料の更新部分となっております。

第6回の目安に関する小委員会については、517 ページの次第のみで資料はありません。

今後の審議においてご参考にしていただければと思います。

引き続き当局の資料についてご説明いたします。

資料№1 から 2 までは、既にご説明いただいたとおりです。

資料 89 ページ、資料№3 をご覧ください。

去る 7 月 21 日に、「日本成長戦略」と、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」、いわゆる骨太の方針が閣議決定されております。

例年であれば、6 月に閣議決定がなされ、諮問文の文面において、「これら閣議決定に配慮した調査審議を」と、お願いしていたところですが、本年は諮問後の閣議決定となりました。

このため、中賃におきましては、「成長戦略」と「骨太の方針」を資料配付する際、厚生労働大臣名で配慮をお願いする文書を添付しておりますことから、これに倣い、当審議会におきまして、滋賀労働局長名で、資料に添付させていただきました。

内容ですが、90 ページから 97 ページに「日本成長戦略」、98 ページから 99 ページに「骨太の方針」の、それぞれ、最賃関係部分の抜粋がございますので、後ほどご参照ください。

101 ページ、資料№4 は「滋賀県景況調査結果報告書 令和 8 年度第 1 四半期」となっております。

こちらは、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査であり、最新の調査結果報告となっております。

結果の概要が 104 ページにありますが、今期の県内企業の景況は、業況 D I は前期より悪化し、来期については、マイナス幅が拡大する見通しとされています。

145 ページ、資料№5 は「消費者物価指数（令和 8 年 6 月分）」です。こちらは先日の第 1 回審議会でお配りしたものの最新版となっており、総合指数の前月比は上昇し、前年同月比は 56 か月連続で上昇しています。

157 ページ、資料№6 は「滋賀県鉱工業指数（令和 8 年 5 月速報）」です。こちらは先日の第 1 回審議会でお配りしたものの最新版となっており、生産指数は 2 か月ぶりの上昇、出荷指数は 3 か月ぶりの上昇、在庫指数は 4 か月連続の減少となっております。

165 ページ、資料№7 は、「賃金動向 毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較」でございます。こちらの資料は、毎月勤労統計調査に基づく、きまって支給する給与の賃金指数の動向となっております。

167 ページ、資料№8 は「生活保護費と最低賃金額の比較（令和 8 年度）」となっており、第 2 回目安小委員会で配布されたものはグラフで表示されておりますが、こちらは表形式のものでお示ししております。全国で最低賃金額が生活保護費を上回っております。

169 ページ、資料№9 は「滋賀県最低賃金改正状況一覧（年度別推移）」となっており、平成 23 年度以降の最低賃金額等をお示ししております。

例年資料添付しておりましたが、令和 8 年 7 月判断の滋賀県内経済情勢報告については、本資料作成時点では公表されなかったことから、公表され次第、専門部会等の資料に入れてお示しさせていただく予定であります。

説明は以上です。

○木下会長

ただ今の事務局の説明についてご意見ご質問はございますか。

〔意見・質問なし〕

続いて、議題（４）「今後の滋賀県最低賃金のあり方について」です。

今後の金額審議を円滑に進める上で、今年度の滋賀県の最低賃金がいかにあるべきかについて、あらかじめ労使から忌憚のない意見を表明していただくことは、必要なことと考えられますので、労使双方からご意見を頂戴したくお願いします。

まずは、労働者側からでよろしいでしょうか。

では、よろしくお願いします。

○相澤委員

本年度の地域別最低賃金の改定にあたり、労働者側の基本的な考えを申し上げます。

連合は、実質賃金の持続的な上昇に伴う「賃上げのノルム」の確立を目指し、全体で５％以上、中小組合では６％以上、雇用形態間格差の是正に向けては７％の賃上げ目標を掲げ取り組んで参りました。

また、中東情勢による不透明な状況への危機感をもちつつも、労使が賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せ「賃上げが当たり前の社会」を実現する正念場であるとの共感認識のもと、組合員の生活の安心・安定と企業の持続的成長、日本全体の生産性向上につながる「人への投資」の重要性について粘り強く真摯に交渉をしてきました。

そのことから、今年の春闘は３年連続で５％以上の賃上げの結果に結びついたと考えております。

７月の連合本部の集計では、有期・短時間・契約等労働者の賃上げは、加重平均で時給 75.01 円、引上げ率にして 6.18％となり、一般組合員の賃上げ率を上回りました。これは、人材の確保・定着や雇用形態間格差の是正のため、時給労働者の賃金改善が労使共通の重要課題となっていることを示していると考えます。

2026 年春季生活闘争では、多くの企業で高水準の賃上げが実現し、賃上げの流れは昨年を引き続き社会全体へ広がっています。しかし、その恩恵は大企業・中小企業、正規・非正規の間で十分に行き渡っているとは言えないと思っています。最低賃金で働く労働者は、依然として物価高の影響を最も強く受ける層であり、最低賃金の引上げこそが賃上げの裾野を広げる重要な政策であります。

また、昨年の最低賃金改定以降も、食料品をはじめ生活必需品の価格上昇は続き、消費者物価指数は高い水準で推移してきました。総務省統計局が公表する消費者物価指数においても、物価は引き続き前年を上回る状況が続いており、家計負担は依然として重い状況です。

最低賃金は「企業が支払える水準」を議論する制度ではなく、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる賃金水準」を社会全体で保障する制度です。また、県内企業が必要な人材を確保するための基盤であり、地域経済を持続可能なものとし、社会を支える最後のセーフティネットになります。物価上昇に賃金が追いつかなければ、最低賃金制度の本来の目的は果たせません。さらに、地域別最低賃金は、地域経済を支える重要なインフラでもあります。

一方で、地域間の最低賃金格差は依然として大きく、滋賀県の最低賃金水準が近隣県に比

べ低位にあることから、この格差は、単なる賃金の差ではなく、人材の流出・流入を左右する大きな要因となっています。

滋賀県の人材不足は製造業、介護・福祉、建設、運輸、宿泊・飲食など幅広い産業で深刻化しています。「人材確保」が経営課題となる中で、最低賃金を据え置くことは、人材流出を加速させ、地域経済の持続可能性を損なわれる事態になりかねません。特に、若者や女性が都市部へ流出し、人材不足が地域産業全体の成長を阻害しかねないと考えます。

最低賃金の引上げは消費を下支えし、地域内需要を拡大させることで、中小企業を含めた地域経済の好循環にもつながります。最低賃金の引上げと中小企業支援は対立するものではなく、価格転嫁支援や生産性向上支援を併せて進めることで、賃上げを持続可能なものとするのが重要だと考えます。

中央最低賃金審議会においては、物価上昇、人手不足、賃上げの流れなどを総合的に勘案した議論が進められました。地方最低賃金審議会においても、単に昨年との比較や地域経済の現状だけではなく、最低賃金法第1条の理念を踏まえ、「労働者の生活の安定」と「地域経済の持続的発展」の双方を実現する視点から審議を行うべきであると考えます。

私たち労働者側としては、最低賃金法第1条の目的を十分に踏まえ、物価上昇への対応、春季生活闘争による賃上げの流れ、地域間格差の是正、人材確保・人材流出防止の観点から、滋賀県最低賃金について十分な引上げが必要であることを強く申し上げ、真摯に審議に臨んでいきたいと考えます。

○木下会長

ありがとうございました。

次に、使用者側よりしくをお願いします。

○池田委員

本日 関係労働者から陳述いただいた意見を真摯に受け止め、丁寧な審議の参考にさせていただきます。

それでは、最低賃金のあり方について、使用者側の考え方を申し上げます。

まず、使用者側は、「成長と分配の好循環」の実現に向け、企業は生産性を向上させ、得られた利益を積極的に従業員へ還元していくべきであり、賃上げは必要と認識しております。

消費者物価については、昨年より上昇幅は緩やかであるものの 上昇が続く状況にあることはよく認識しております。

しかし、賃金の急激な引上げは、労働雇用、経営への影響が大きくなります。労働分配率の高さなどを踏まえると、中小企業・小規模事業者への影響はより大きな影響となります。

2026年度の春季労使交渉でも高水準の賃上げとなりましたが、資料にある経団連、日本商工会議所、連合の各調査結果をみると賃上げ率の上昇は鈍化・頭打ちとなってきています。近年の大幅な賃上げを受け賃上げ余力に限界が見えてきた企業、「防衛的な賃上げ」を実施している企業があります。将来への投資の原資である利益を削っている状況がうかがえます。また、経営には常にリスクが伴うものとはいえ、本年は中東情勢の影響が大いに懸念されます。使用者側としては最低賃金法に定める3要素、すなわち労働者の生計費、賃金、並びに通常の事業の賃金支払能力のデータをバランスよく考慮し、丁寧な議論をしていくことが重要と考えます。本年の滋賀県の物価の状況、春季労使交渉結果、「賃金改定状況調査結果 第4表 賃金上昇率」等を踏まえ議論していきたい考えです。特に3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果 第4表 賃金上昇率」を最も重視する基本的な考え方に変わりはありません。

中央から示された引上げ額の目安は滋賀県の属するBランクで56円ですが、これは2025年の滋賀県地域別最低賃金1,080円の5.19%に当たります。2025年の滋賀県の引上げ額63円、6.19%に比べると引上げ幅が小さくなったとはいえ、法定3要素からみて高い水準であると認識しています。

例年の繰り返しになりますが、地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きのものであり、各企業の経営判断による賃上げとは意味合いが異なります。

冒頭に申し上げたとおり、使用者側としても「成長と分配の好循環」の実現に向け、賃上げは必要と認識しておりますが、引上げ幅に関しては事業の継続と従業員の雇用維持の観点から慎重に審議に臨む考えです。

○木下会長

ありがとうございました。

最後に、議題(5)「その他」についてです。

まず、事務局から連絡事項がありますので、お願いします。

○大橋室長

2点ございます。

1点目は、今後の日程についてです。既にご案内の内容とはなりますが、金額審議につきまして、明日31日金曜日午前9時30分から開催します第1回専門部会から審議を進めていただき、第2回専門部会を8月3日月曜日午前9時30分から、第3回専門部会を8月5日水曜日午前9時30分から、それぞれ開催いたします。

そして、第3回本審を8月7日金曜日午後1時15分から開催予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

2点目は、マスコミ取材についてです。

滋賀地方最低賃金の答申における、マスコミ取材についてですが、今年度においても、広く県民に最低賃金への関心をもていただくため、8月7日金曜日の第3回本審において、会長から局長への答申場面の撮影など、テレビ等の取材を依頼いたします。取材がありましたら、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

以上です。

○木下会長

皆様ご協力よろしくお願いします。

最後に、委員の皆様から何かございますか。

〔意見・質問なし〕

先ほどの事務局の説明のとおり、第1回の専門部会を、明日午前9時30分から、この会場において開催しますので、専門部会の委員の皆様は、ご出席よろしくお願いします。

以上をもちまして、第2回滋賀地方最低賃金審議会を終了とします。お疲れ様でした。